

平成29年度 第8回
高野町農業委員会 定例会

議 事 録

平成30年3月20日開催
(公 開 用)

高野町農業委員会

平成29年度 第8回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

開催日時 平成30年3月20日（火）

●開会時刻 午前9時58分開会

●開催場所 高野町役場 2階 大会議室

●出席委員 3番 梶谷 廣美 4番 井手上 治己 5番 西辻 政親
6番 森脇 伸宜 7番 下名迫 勝實 8番 上田 静可
9番 柳 葵

以上7名出席

●欠席委員 2番 井阪 晴美

以上1名欠席

●事務局員 事務局長 中尾司
事務局員 辻本香織 岡本多賀子 垣内宏樹

●関係者

●議事事項

議案第18号	農業委員会の適正な事務実施に向けた平成29年度の目標及びその達成状況に向けた点検・評価、並びに平成30年度の目標及びその達成状況に向けた活動計画について
議案第19号	農地法第3条第2項第5号による別段の面積について
協議第6号	平成30年度高野町農業委員会の開催日程について
報告第7号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 8 号

農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農業生産
法人報告書の提出について

その他

●議事内容

次のとおり

*****午前 9 時 5 8 分 開会*****

事務局（辻本香織）

おはようございます。平成 2 9 年度第 8 回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

さて、本会議ですが、本日、出席委員 7 名、欠席委員 1 名です。高野町農業委員会会議規則第 1 0 条による規定数を超過しておりますので、本日の本委員会は成立していますので、御報告いたします。

それでは、事務局長より御挨拶いたします。

事務局長

皆さん、おはようございます。今日はあいにくの雨で少し冷え込み、明日はもっと冷え込むような予報が出ております。

本日の案件は、議案 2 件と協議 1 件、報告 2 件です。それとその他としまして 1 件、少し御相談したい案件がございますので、よろしく願いいたします。

事務局（辻本香織）

ありがとうございます。続きまして、高野町農業委員会会議規則第 2 9 条に基づく議事録署名委員を事前に議長より御指名いただいております。本日の署名委員は 3 番、梶谷委員、4 番、井手上委員をお願いいたします。

続きまして議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第 9 条により、当委員会の会長となっておりますので、柳会長、よろしく願いいたします。

議長

改めて、おはようございます。

それでは、先ほども事務局長が言いましたが、明日はもっと寒くなると言いますが、皆さん頑張っていたきたいと思います。

それでは、次第に沿っていきたいと思います。議案第 1 8 号「農業委員会の適正な事務実施に向けた平成 2 9 年度の目標及びその達成状況に向けた点検・評価、並びに平成 3 0 年度の目標及びその達成状況に向けた活動計画」について事務局より説明お願いいたします。

議案第18号、「農業委員会の適正な事務実施に向けた平成29年度の目標及びその達成状況に向けた点検・評価、並びに平成30年度の目標及びその達成状況に向けた活動計画」について、農業委員会の適正な事務実施について（平成21年1月23日付20経営第5791号、経営局長通知）に基づき、平成29年度の点検・評価結果（案）及び平成30年度の目標とその達成に向けた活動計画（案）を作成したので審議願いたい。

平成30年3月20日提出 高野町農業委員会会長 柳 葵。

5ページから平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）を載せております。9ページからは平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）を載せております。

まず、5ページをお願いします。

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、そして平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画につきましては、従来どおり毎年行っているもので、農業委員会の判断の浸透性、公平性、公正性が内部、外部問わずに求められていることから、点検と評価、計画案を作成し、地域の意見を聴取した上で決定することとなっております。

今回も地域の皆さんから御意見を聞くために事務局において原案を提示しております。委員の皆さんに御審議いただき、内容を高野町ホームページにおきまして30日間の公告縦覧を行います。意見終了後に地域の皆さんからの意見を反映させた上で、再度農業委員会で審議させていただき、決定後、県を通じて国等に報告させていただくとともに、ホームページに審議結果案を報告させていただく予定となっております。平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価につきましては、平成30年3月末現在でございます。

まず、5ページのI、農業委員会の状況では、農業委員会の体制が年度の途中で新体制に変わりましたので、旧体制、新体制いずれも掲載しております。

その右横、II番、担い手への農地利用集積・集約化では、管内の面積については、146ヘクタールで、農地面積5.1ヘクタール、集積率につきましては3.5%でございます。

課題といたしまして、本町は山間地域が多く、平地が少ない。また基盤整備が未整備による条件不利地域であり、小規模、多種多様な農産物が生産されている。これは、それぞれの地域農家の頑張りにより経営を維持されているが、高齢化により限界が近づいている。また、農地の分散錯圃制により、集積が容易でなく、担い手が少ないので集積が困難をきわめているということでございます。

次の6ページ、Ⅲ、新たに農業経営を営む者の新規参入についてでございますが、27年度につきましては、農業生産法人アコモファーム紀州が新規参入いたしました。28年度には新規参入がありませんでしたが、29年度、新たに株式会社三ツ星ファームが参入いたしました。

次にⅣ、遊休農地に関する措置でございますが、すみません、タイトルのほうにちょっと穴があいてしまって見にくいと思いますが、遊休農地に関する措置でございます。それにつきましては、管内の面積につきましては、146ヘクタールで、29年度の調査において、遊休農地面積が23.6ヘクタールと全体の16.2%が耕作放棄地となっております。

課題といたしましては、本町は先ほどと同じように山間地域であり、平野部が少なく傾斜地の農地が多く、高齢化等により遊休化する懸念があること。また近年鳥獣被害等が増加し、耕作困難農地が増加しているが、担い手不足と高齢化、除草の指導が難しく、耕作放棄地の拡大に苦慮している状態でございます。

続きまして、次の7ページお願いします。Ⅴ、違反転用の適正な対応でございますが、現状のところにおきましては、違反転用等の報告事例等も特にございませんので、引き続き農地パトロールをよろしく願いいたします。

続きまして、8ページのⅦ、右のほうですけども、ちょっとこれもタイトルのほうが見えにくくて済みません。地域農業者等からの主な要望でございます。これにつきましては、この後、ホームページに掲載をし、地域の皆さんからの要望や意見を聞きたいと思っております。

9ページお願いします。平成30年度の目標及び達成に向けた活動計画を作成いたしました。内容につきましては、先ほど説明いたしました平成29年度の目標及び点検・評価の結果を踏まえて作成しております。ごらんいただきますようお願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見、御質問などございませんか。

井手上委員

30年度の目標、この間決めた「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づいているかを、聞かせていただきたいと思っております。

事務局（辻本香織） 指針に基づいて活動計画や目標を立てましたが、他に御意見いただけたらと思います。

井手上委員 わかりました。

議長 ほかにありませんか。

下名迫委員 7番、下名迫です。農業委員の定数ですが、定数10人、実数8人って書いてありますが、このままずっといくんですか。

事務局 本当は定数10人で、以前も9人だったところ1人足りなかったんで、できたらあと2人、もしくは最低でも1人、お願いしたいと思います。皆さんのなかで、心当たりがある方がございましたら、紹介していただきたいと思います。

下名迫委員 どこの地域でもいいのですか。

事務局（辻本香織） できたら富貴地域で辞任された井阪さんのかわりになる方が、一番いいです。でも、筒香のほうも範囲広いので、もう一人ぐらいいてもいいと思います。

井手上委員 任期の途中からでもいいのですか。

事務局（辻本香織） はい。任期のほうは、その人に引き続いての任期になります。

森脇委員 6番、森脇。
先ほど言われたように、筒香は範囲が広いと言ってくれていましたが、もし筒香のほうで、中筒香、下筒香でしてくれる方がいたら役場のほうへ連絡したら対応というか、検討していただけるということによろしいですか。

事務局（辻本香織） はい、そうです。

森脇委員 わかりました。

議長 そういことですので、また適任者がいましたら、どうぞ事務局のほうへお願いしたいと思います。

ほかにないですか。いいですか。

続きまして、議案第19号「農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定」について事務局より説明お願いいたします。

事務局（辻本香織）

議案第19号「農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定」について。農林水産省令で定めのある農地法施行規則（昭和27年10月20日農令第79号第17条）の別段の面積基準に基づき、高野町内の農地の別段の面積について審議願いたい。

平成30年3月20日提出 高野町農業委員会会長 柳 葵。
12ページをごらんください。

下限面積（別段の面積）の、これは農地法の第3条第2項第5号において定められております。農地を取得するときの最低持っていないなければならない面積の設定のことをございます。農地法では50アールというふうになっておるのですが、それを施行令のほうで市町村の農業委員会が実情に応じて定めた場合はその限りではないというふうに定めております。詳しい見直しの理由等につきましては、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを告示したときには、その面積を下限の面積として設定できることになっております。農業委員会は適正な事務実施等について、毎年変わらずとも、下限面積について農業委員会で議論した上で設定することとしなければならないということで、以下のとおり提案をいたします。

方針といたしましては、農地法施行規則第20条第2項を適用し、高野町全域における下限面積（別段の面積）を現行の平成21年12月15日付21高野農委第5号で告示している、高野町内全域10アールの変更は行わない。

その理由といたしましては、高野町全域の耕作放棄地が年々増加しており、かつ、周辺の規模拡大を希望する農家等が存在しないことから、新規就農を促す上で農地の取得、有効利用を図る必要があることから、別段の面積、取得しやすい状況を維持しておくということで、下限面積を10アールに設定したいと思っております。12ページの下の方に農地法施行規則第17条第2項の抜粋を掲載させていただいております。引き続き、事務局側は、昨年同様に10アールのまま維持していきたいと思っておりますので、御審議よろしく願います。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明ありましたが、皆様、御意見などございませんか。

意見がないようですので、議案19号は可決したいと思っております。続きまして、協議第6号「平成30年度高野町農業委員会の開

催日程」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（辻本香織）

協議第6号「平成30年度高野町農業委員会の開催日程」について。このことについて、平成30年度の高野町農業委員会開催日程（案）について、別添のとおり協議願いたい。

平成30年3月20日提出 高野町農業委員会会長 柳 葵。

14ページをごらんください。大まかな日程を書いております。県の常設審議委員会について、その日程があらかじめ案としていただいております。その案から逆算して締め切り日と事務処理日等を設定しております。おおむね、大体毎月10日前後に行う予定となっておりますが、いろいろな事情で日程等もことしも変更しておりますので、あくまでも大まかな目安ということでございますので、御了承いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明ありましたが、何か御意見ございませんか。

先ほど言ったように、日程が変わると思いますけど、また。それに合わせて御協力お願いしたいと思います。

他にご意見ありませんか。

ないようですので、協議第6号については「同意」いたしたいと思えます。

続きまして、報告第7号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（辻本香織）

報告第7号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出」について。農地法（昭和27年法律第229号）第3条の3第1項の規定について農林水産省令で定めるところにより、別紙農地について届け出があったので報告します。

平成30年3月20日提出 高野町農業委員会会長 柳 葵。

16ページに別紙を載せております。別紙のとおり申し出がありまして、農林水産省の定めにより、申請者に受理通知書を交付いたしました。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

皆さん、御意見ございませんか。

意見がないようですので、7号議案については以上といたします。

続きまして、報告第8号「農地法第6条第1項の規定に基づく農地生産法人報告書の提出」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（辻本香織）

報告第8号「農地法第6条第1項の規定に基づく農業生産法人報告書の提出」について。農地法第6条第1項の規定に基づき、別添のとおり農業生産法人報告書が提出され、内容を確認したので報告する。

平成30年3月20日提出 高野町農業委員会会長 柳 葵。

18ページに確認書を添付しております。農業生産法人の確認書でございます。今回の報告は1件でございます。農業生産法人は、農地法第6条第1項の規定で農業委員会に報告することとなっております。その報告は、農地法施行規則第58条第1項により、毎年、事業年度末、年度の終了後3カ月以内と定められております。つきましては、今回、農業生産法人から報告書の提出がありましたので、農業生産法人としての適合状況を農業生産法人確認書によって確認いたしました。よって、この確認書をもって報告といたします。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

ただいま事務局より説明ありましたが、御意見ございませんか。報告ですが、どういうふうになるか、上手くできるのか、気になりますね。

事務局長

ちょっと様子見て。余り手入れができてないようなら、町としてもまた指導したいと思います。

下名迫委員

これは、ブドウの所ですね。

去年、草が生えていたので、刈るように言わせてもらったのですが、管理してほしいです。

議長

言われたから、草刈りしたんやな。作物が何も出てこないけど。

下名迫委員

何も植えてないから。

議長

植えてなくても、草刈りしてもらわないとね。

事務局長

何もなくても、借りているところは、ちゃんと管理してもらわないといけないです。

議長

ほかにはないですか。

ないようなので、以上、予定しておりました議案は全て終了しました。

その他について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（辻本香織）

手元にお配りをしております資料、航空写真と地籍調査における地目変更について、そして、回答文について御説明をさせていただきます。

地籍調査における地目変更について、・・・さん、・・・さんから2月14日付で提出されました。・・・、また・・・につきましては、航空写真をお配りしております。場所につきましては、細川の八坂神社の前のほうになります。

現地確認につきましては、後日井手上委員と行いたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

皆さん、農地パトロールでも確認していただきましたが、高野町は農地に高野槇を植えているところが多々見られると思います。

それらの判断は、農地か、非農地かという見解が分かれるところでございますので、今回、このような御指摘を受けるに当たり、回答文を含めて御審議いただきたいと思います。

では、地籍調査における地目変更についてというのをご覧ください。読み上げます。

下記事項について、調査し指導されたくをお願いいたします。

記 1、・・・（地目畑、現況畑、所有者・・・）の隣接地・・・（地目畑、現況一部畑）及び・・・（地目畑、現況畑、所有者・・・）の隣接地・・・（地目畑、現況畑）が今回の地籍調査によって、農地から山林に変更されているが、山林になった場合、日陰となり農作物の成長を阻害するため農業の継続が不可能となる。

また、こういう形で地目変更がなされると、村自体が暗くなり過疎化が進行するおそれがあるので、農地法に基づき改善していただきたい。今回の調査区域内で、こういう事例がないか調査し改善されたい。

2、以前、農地に槇の木を植林することは花扱いとなるため、農地法に基づく地目変更の必要性なしという見解であったが、当地域における地籍調査において、現況判断により農地から山林に変更されている。委員会として農地法に基づく指導をされたい。

3、地籍をする場合、貴委員会は地籍を担当する課と連絡を密にして、農地法の趣旨に沿って、農地を守っていただきたい。細川区域のほうの狭い谷底のような地形の中で少ない農地が山林に変更された場合、農業を継続することが不可能になり、近い将来村が山林になって農業を営む者がいなくなってしまうだけでなく、

住むことすらできなくなってしまうことも考慮されたい。

上記事項について、早急に検討し文書で回答していただきたくお願いいたします。という事です。

それにつきまして、回答案を事務局のほうでつくらせていただきました。読み上げさせていただきます。

地籍調査における地目変更について（回答）平素は、高野町農業委員会に御協力いただきまことにありがとうございます。

さて、2月14日付で受理いたしました地籍調査における地目変更について、下記のとおり回答いたします。

記 1、今後、地目変更となるときは、農業委員会、地籍担当、税務課で協議する場を設けることを検討する。

2、農地に高野槇を植えることについては、例えば5メートル以上の樹高にしないなどの植樹後の管理の方法や基準を設けて、後年のチェックを行い、適正に管理されていなければ指導する等の対応ができないか検討する。

3、植樹後、年数が経ち既に山林化している高野槇栽培農地について、山林とするか農地とするかの判断基準を、高野町農業委員会独自で設ける。また、非農地の判断基準についても独自の基準を設ける。

という回答文を出させていただけようかなと思いますけれども、皆さんの御意見をお聞きしたいと思っております。よろしく願いいたします。

森脇委員

6番、森脇。

この回答をしてくださいって言われているのが、・・・さんと・・・さんで、それで、今、高野町でどんな形で地目変更をするかということの話ですね、

事務局（辻本香織）

そうです。ちょっと難しいと思いますが、槇を植えている農地のことで、地籍では山林ということで地目変更をした。でも、そういうふうに山林にされてしまうと、農地がなくなるのではないかということでございます。農地パトロールのときも、槇が植えられていて、これは農地か、山林かと迷われたと思います。こういう場合は山林にする、こういう場合は農地とみなすというような見解をまずつくってはどうかということで、皆さんに御相談をさせていただいております。

事務局長

回答については、現地調査をして、その後、今、案で出していますけど、内容を検討いただきたいです。

井手上委員

4番、井手上です。

農地が山林になっていて、地目を変えたときに、地籍担当のほうから農業委員会に問い合わせがあるわけです。変えてもよろしいかっていう。そのときに場所がわからないと、何も言えないので、何も言わないでいると変わってしまいます。問い合わせがあったときに、地籍図を一緒に持ってきてもらって、それで隣接に農地があるかないかをそれを見て判断するほうがいいと思います。そういうような方式をそのときにとってもらったら、場所等についてもよくわかるのではないかなと思います。

事務局長

照会はあるのですか。

事務局（辻本香織）

照会は今までないみたいなので、今後照会をする場を設けたらどうかと思います。

井手上委員

農業委員会に照会するとなっていて、地籍調査、細川地区は今しているが、ほかの地域は終わっているので、農業委員会に照会がきていると思うけども。この国土交通省から出ている文書の中でそういう風書いている。それできてなかったら、事務手続きしてないってということになります。

事務局（辻本香織）

すみません。ちょっと言葉が足りませんでした。地籍調査が終わった時点で毎年そういう通知はいただいております。私が言ったのは、こういうふうに変わりますよという事前の協議のことで、それがないということです。地目を変更しましたという結果というのですか、その通知は毎年いただいております。それに基づいて農地台帳を変えさせていただいております。今年に関しては、まだちょっと地籍調査が終わってないのか、まだいただいております。1番のほうは、事前にそういうことになりましたよというような協議をしたらどうかということを書かせていただきました。

井手上委員

通知は終わってからということだけども、それでも、そのときに農業委員会がこれはだめですよと言ったときには変えられるということですね。変えてと言ったときに、できませんと言われると、協議しても意味ない。ちょっとそこら辺だけ確認してください。

事務局（辻本香織）

はい。

事務局長

今、言って来ている農地は、高野槇を植えているが、ちゃんと

木の高さも抑えるし、毎年木を切るので、隣の農地にも影響がないということで植えているということです。

下名迫委員 隣接の農地の持ち主の許可は要らんの。

事務局長 今はなしでいっています。

下名迫委員 そやろな。

事務局長 ただ、最近は榎を植えているところも増えてきております。

議長 せやな、多いわ。

事務局長 木の高さもどんどん高くなっていき、そうすると、田んぼに日当たらないとか、いろいろな問題が出てきているようです。地籍で山林に地目変更をしてしまうと、山林やから大きくなってもいいということになってしまい、榎を切らなくなってしまう。逆に言うと、榎を切ってヒノキを植えても、スギを植えても、かまわないというようになってしまうとぐあいが悪いので、今回こういう要望が出てきたということです。

井手上委員 次に、最後の3番目ですが、委員会独自で設ける非農地の判断基準というのは、どのようなものを考えているの。

事務局（辻本香織） 独自の判断のことですけども、勝手に高野町の農業委員会が決めるというわけにはいかないの、農業会議のほうに、相談させていただきました。やはり勝手には、決めることができないとのことで、国や県にこういう独自のものをつくっていいかという確認を取ってもらうことになりました。もし問題がなかったときは、例えば5メートルって書いていますが、皆さんと相談しながら、事細かく、決めておいたほうがいいと思います。

井手上委員 4番、井手上。

軒が3メートルやから。やっぱり3メートル以上になったら、山やというような考え方にしたらいいのでは。それから、榎を植える場合は隣接の同意がなければ植えられないというような、そんな独自の基準をつくる。過去に、町長が農業委員会の会長をしていた時代から榎を植えることを認めていたから、行政も関係しているから、全体的な考え方から変えていかないといけないと思います。

事務局（辻本香織）

もし、独自のものをつくってもいい、問題ないというようになったときには、そういうふうな細かいことを委員さん皆さんと検討していきたいなと思っております。問題ないという回答をいただいた時点で、また会を開くことになるかと思えます。回答いただいてから、・・・さんたちに回答をしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

井手上委員

そのまま話してもらったら結構やと思いますけど。回答もらって、また委員会してから、そしたら、次回の農業委員会終わってからのということになりますね。

事務局長

最速でそういう事になります、今はまだ、農業会議から返事が来ていないので。

井手上委員

もう一つ、ここの3番目のところで、勝手に変更された場合、農業を継続するのが不可能になるって、これはやっぱり勝手に農地を山に変更するから、農業継続ができないのではなくて、住んでいる人が少なくなってきて手入れができず、放棄地になっていくということで、この農地を農地と違うものに変えることで村に住めなくなるのと違うから、その部分をこの文章の中に入れて欲しい。農地を山林に変えることが住めなくなる理由と違う。後継者がいないということを入りに入れて欲しいです。

議長

ほかにはないですか。あったら言ってください。ないようですので、事務局よろしく願いいたします。

事務局（辻本香織）

はい。

議長

次、どうぞ。

事務局（辻本香織）

それでは、また4月農業委員会でまたよろしく願いいたします。

続いて、前回の第7回高野町農業委員会定例会議案第17号で可決されました農地等の利用の最適化の推進に関する指針のほうもお配りしておりますので、また目を通していただけたらと思います。よろしく願いいたします。

次に3月23日、金曜日、連絡させていただきました日本農業遺産を目指す高野山有田川流域の伝統的農業システムの講演会に忙しい中、たくさんの方の御出席のお返事いただきましてありが

とうございます。集合場所は高野山の高野町役場のほうでお願いしたいと思います。車を乗り合わせて、皆さんで行きたいと思っております。時間が大体1時間から1時間半ぐらいかかりますので、12時出発にさせていただいて、昼食は各自済ませておいてください。終わる時間が4時半なので、大体6時ぐらいに役場に着けるかなと思っております。よろしく申し上げます。

議長 他にないですか。

事務局（辻本香織） 事務局からは以上でございます。

議長 ほかに何か御意見、御質問ございませんか。
それでは、予定した審議・議案はすべて終わりました。
これで終了したいと思います。ありがとうございました。

*****午前10時53分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

平成30年4月9日

会 長 _____

署名委員 3番 _____

署名委員 4番 _____

※署名については、別紙原本にて行っています。

※この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。